

研究レポート2

中央競技団体现況調査2016

■ 調査目的

スポーツ振興の直接の担い手である競技団体(種目団体)を統括する中央競技団体の現状を把握し、スポーツの効果的な普及および強化の方策を検討する基礎資料とすることを目的とした。

レポートの全文は、SSFウェブサイトでご覧いただけます



主な調査結果

1 理事は非常勤理事の割合が高い

団体の役員および評議員について、「理事(常勤)」「理事(非常勤)」「監事」「評議員」「正規雇用者」「契約/嘱託職員」「出向」「派遣職員」「アルバイト」「インターン」および「その他」の分類で性別に人数をたずねた。男女比は、男性役員1,152人、女性役員143人で役員の9割が男性であった。全体(3,561人)に対し、非常勤理事(1,069人)の割合が高い。「女性役員が存在しない団体」の割合は減少しており、男女比の偏りに解消傾向がみられた。

2 調査対象団体数の減少にも関わらず総収入合計が増加

分析対象団体がすべて同一でない点に留意が必要であるが、過去の調査結果と比較すると、対象団体数が2012年度の71、2014年度の66から62へと減少しているにも関わらず、直近の2年間では総収入の合計が約92億円(18.5%)の増加となっている。競技団体の平均収入規模についても約2億円(26.1%)の増加があった。

中央競技団体の雇用形態別人数 (人)

種別	男性	女性	計
理事(常勤)	74	14	88
理事(非常勤)	950	119	1,069
監事	128	10	138
評議員	1,298	110	1,408
正規雇用者	335	199	534
契約/嘱託職員	71	70	141
出向	39	6	45
派遣職員	8	51	59
アルバイト	27	43	70
インターン	1	1	2
その他	4	3	7
合計	2,935	626	3,561

[N=62]

担当者のコメント

中央競技団体における役員の男女比率は、男性が9割近くを占め圧倒的に多いものの、過去の調査から継続的に観察すると、女性役員が存在しない団体は44.3%(2010年)から18.0%(2016年)へと大きく減少傾向にある。スポーツ庁や日本オリンピック委員会(JOC)などは、スポーツ団体の女性役員の比率を30%と目標を掲げており、各団体の女性役員登用が加速するとみられる。重要なのは、その数を増やすことだけでなく、政府が検討する女性のスポーツ参加率の向上策「女性スポーツキャンペーン」(未来投資戦略 2017)

への貢献など、その役割を明確にすることだろう。収支予算については、分析の対象団体が過去最少であったにも関わらず、その総収入は最高額となる590億円となった。特に、2014年度調査からは全体で約92億円の収入増加がみられ、2020年東京大会へ向けた強化費が増額されたことがうかがえる。各団体の詳細な収支分析は今年度の研究に残すが、2020年東京大会も含めてその推移を確認し競技団体の財政状況を把握することは極めて重要と考える。

笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 主任研究員 吉田智彦

TOPICS

住民総参加型のスポーツイベント

チャレンジデー2017

2017年5月31日(水)

全国128自治体から
339万人が参加

お問い合わせ先[メール]: cday@ssf.or.jp (チャレンジデー担当)

笹川スポーツ研究助成2017

2017年度、優れた「人文・社会科学領域」の研究48件(一般20件、奨励28件)を支援しています

○研究のテーマ等はウェブサイトをご覧ください

スポーツ専門ライブラリ 学遊館

スポーツ関連の書籍・雑誌・調査報告書など約7,000冊を所蔵
ウェブサイトから蔵書の検索もできます

○開館日時/月曜日～金曜日
(土・日・祝は休館) 9:00～17:00

■ 調査結果、お問い合わせはこちら

ウェブサイト www.ssf.or.jp

電話 03-5545-3303

SSF SPORT POLICY RESEARCH

スポーツ ポリシーリサーチ

VOL.20



CONTENTS

研究レポート1

政策提言2017「スポーツの場、スポーツ施設」

1. スポーツ施設に関する情報の集約
2. スポーツを核に地域の賑わいを生み出す場の整備

研究レポート2

中央競技団体现況調査2016

笹川スポーツ財団は、国民が生涯を通じて
それぞれが望むかたちでスポーツを楽しむ
幸福を感じられる社会
「スポーツ・フォー・エブリワン」の実現を
ミッションに掲げるスポーツ専門の
シンクタンクです。



研究レポート1

政策提言2017 ▶ スポーツの場、スポーツ施設

笹川スポーツ財団は、スポーツ振興の担い手として、中長期にわたり国民のスポーツ環境が豊かになり、「スポーツ・フォー・エブリワン」社会が実現されるためにはどのような施策が必要なのかを検討。「地域スポーツ」「子どものスポーツ」「スポーツの場」「障害者スポーツ」の4テーマに基づき、「政策提言2017」を策定した。

公共スポーツ施設を人々が集う場にするための方策

1 スポーツ施設に関する情報の集約

既存の公共スポーツ施設および学校体育施設について、実施可能なスポーツ種目や面積、保有設備といった基礎的なデータから、維持補修費、稼働日数、実利用者数、住民のニーズなどの管理運営および利用に関するデータを質的・量的の両面から把握する体制を構築する。

- スポーツ施設でありながら、国が実施する社会教育調査や体育・スポーツ施設現況調査では網羅されていない施設（例：公営保養施設、港湾系施設、河川系施設、道の駅付帯施設など）や、スポーツ施設ではなく、同調査の対象ではないものの、スポーツでの利用も可能な施設（ホール・会議スペース、駅前広場、道路、駐車場など）、さらには同調査においても多くの部分を把握しきれていない民間スポーツ施設や私立学校の施設も「スポーツを楽しめる場」として見直し、スポーツ施設におけるリソース情報の一元化を目指す。あわせて、これらのデータをスポーツ庁で集約し、地方公共団体や研究者の二次利用を可能とするなど、データの共有化も重要となる。

- これらの体制の構築には、地方公共団体における部署や所管を越えた連携が求められる。スポーツ庁は、こうした取り組みを推進するため、収集すべきデータの一覧化、データ収集体制の構築に向けたガイドラインの作成、先進事例の収集および共有などが求められる。結果として、スポーツの実施に必要な不可欠な「スポーツの場」の選択肢が増加し、多くの住民にスポーツ参加機会を提供することが期待できる。さらには、少子高齢化・人口減少が進む社会の中において、公共スポーツ施設を含めたスポーツサービスをどのように提供していくのかを検討する上で重要な基礎資料となるだろう。

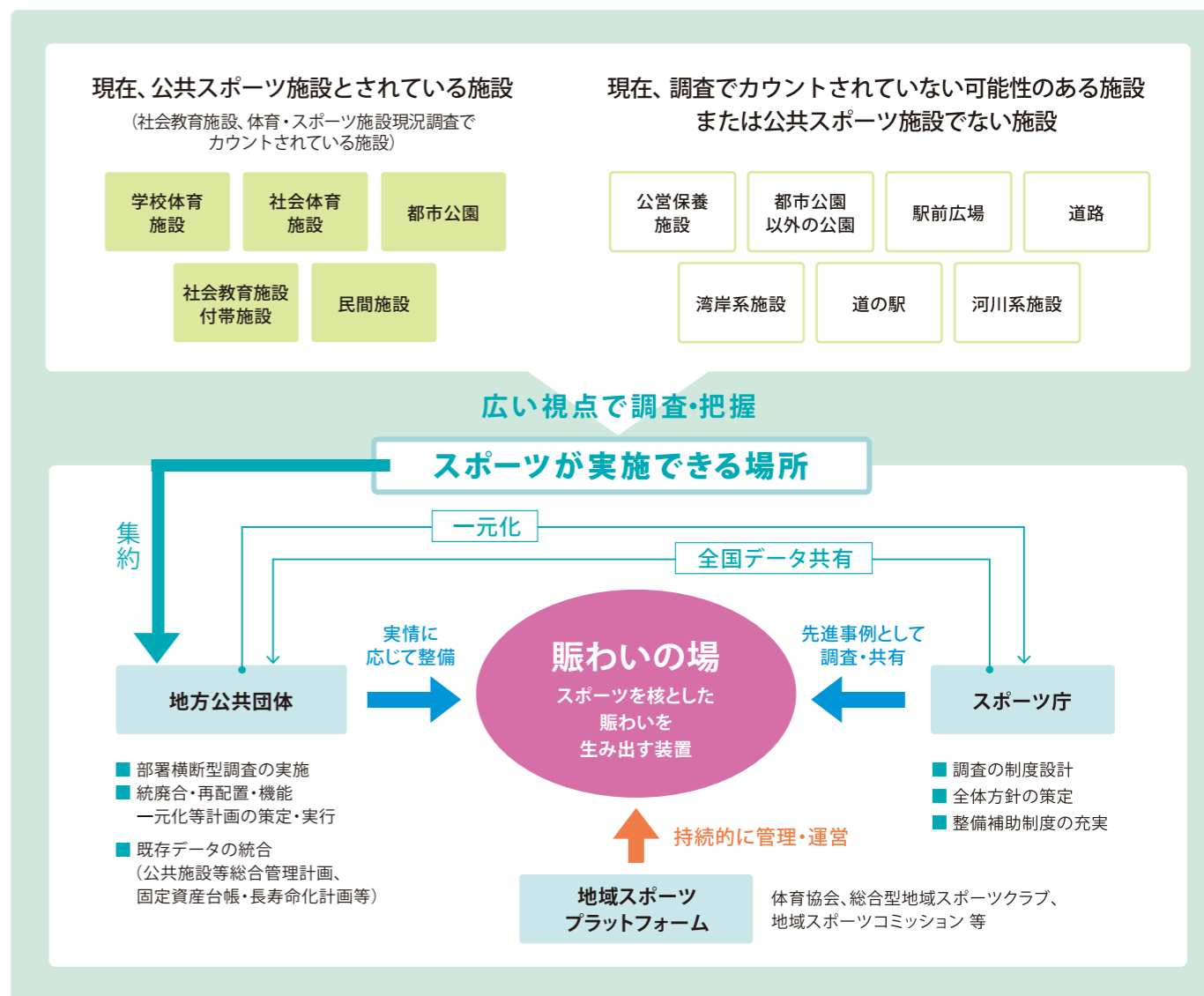
2 スポーツを核に地域の賑わいを生み出す場の整備

今後のわが国では、公共スポーツ施設を含めた公共施設や行政サービスの再構築の必要に迫られるため、先に述べた既存施設等の詳細な把握を行った上で、これからは地域の実情に応じて、スポーツを核とした複合的なサービスを備えて人々を集め、賑わいを生み出す「装置」としての公共施設をデザインした計画を策定し、整備していくことが求められる。あわせて、スポーツ庁はこうした先行事例を好例として調査・分析した上で、広く共有していくことが必要となる。

- 賑わいを生み出すこうした「装置」を将来にわたって持続的に管理・運営できる体制の構築が必要である。そのためには、管理・運営を行政のみが行うのではなく、地域のスポーツ振興を持続的に担っていく組織（地域スポーツプラットフォーム）と連携・協働しながら、賑わいから収益を生み出し、その収益を施設やスポーツ振興に還元できる仕組みをつくるのが望ましい。

- こうした事例を創出することで、スポーツを中心として人々が集まり、地域の活性化の促進が期待できる。あわせて、収益を施設やスポーツ振興に還元できる仕組みの構築によって地方公共団体の負担を軽減し、スポーツ実施にとって最も重要な「スポーツの場」を将来にわたって維持していくことが可能になる。

スポーツ施設を賑わいの場とするための方策イメージ



スポーツを楽しみ、集う場へ

公共スポーツ施設は、楽しみや健康のために実施される生涯スポーツの活動の場として、競技大会など学校運動部活動の生徒・学生やトップアスリートが競う場として、あるいはプロスポーツの興行が開催される場として、わが国のスポーツ環境に欠かせない存在である。また、これからもその重要性が変わることはないであろう。しかし、急速な少子高齢化や人口減少が進み、地方公共団体の財政状況も芳しくない現状では、公共スポーツ施設を含めた公共施設はそのあり方の変化を余儀なくされる。つまり、多くの地方公共団体

にとって、現存するすべての公共施設をこれまでと同様に維持していくことは不可能であるため、今後の公共施設のあり方を見直す時期に来ているといえるだろう。こうした状況の中、公共スポーツ施設が今後もわが国のスポーツ環境をささえていくためには、現存する施設を最大限に活かしつつ、現状に合わせた新しい公共スポーツ施設の姿を描く必要がある。公共スポーツ施設を単なるハコモノとして位置づけるのではなく、「スポーツを楽しみながら実施できる場、そして人々が集い、賑わいを生み出す装置」として新たに位置づけ、詳細かつ確かな情報収集を踏まえて地域の実情に応じた好例を作り出していくことが望まれる。



笹川スポーツ財団
スポーツ政策研究所
主任研究員
藤原直幸

